

平成21年度

行政評価結果報告書

(平成20年度実施事業についての評価)

石 卷 市

目 次

1	行政評価の必要性	1
2	行政評価とは	1
3	行政評価の目的	2
4	行政評価の実施経過	2
5	平成21年度の行政評価実施概要	3
	(1) 基本的な考え方	
	(2) 評価対象事業	
	(3) 事務事業評価の基準	
	(4) 評価の実施方法	
6	評価結果の概要	4
	(1) 評価結果の分析	
	(2) 今後の事業の方向性	
7	今後の取り組み	6

1 行政評価の必要性

地方分権の進展に伴い、地方自治体の権限と責任は拡大する一方で、地方を取り巻く財政状況は、経済情勢の低迷や少子高齢化の進展により、今後ますます厳しさを増すことが予想されます。

このような財政状況の中、行政が多様化・高度化する市民ニーズに応え、住民の満足度を高めるためには、行財政運営の一層の工夫や改革が求められており、職員の政策形成能力をますます向上させるとともに、限られた行政資源（人、もの、金等）をより効率的に活用していく必要があります。

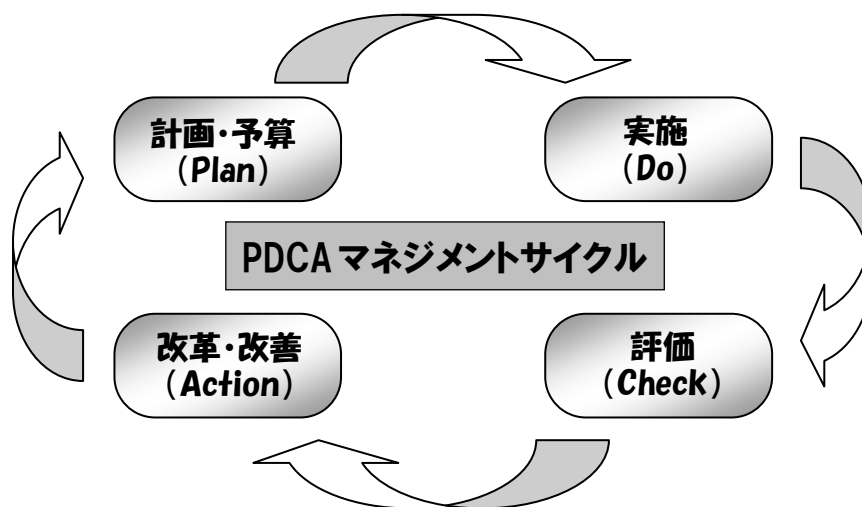
また、「市民と協働のまちづくり」の実現に向け、市民の皆様に行政が何を目指し、何をしようとしているのか、現状はどのようになっているのかなど、わかりやすく説明していく必要があります。

2 行政評価制度とは

行政評価は、行政が行っている様々な行政活動について「行政が行う必要があるか」、「市民に対してどのような成果があるか」、「その成果はあがっているか」、「事業コストは妥当か」などの視点から客観的に評価・検証を行い、その結果を行政運営の改善に反映させることを目的としています。

このため、「PLAN(計画)-DO(実施)-CHECK(評価)-ACTION(改善)」というPDCAマネジメントサイクルを行政運営に取り入れ、事務事業の成果やコストを重視する「行政経営」を目指すものです。

これまでの行政運営は、「事業を計画し(PLAN)、その事業にどれだけ予算をつけて、どれだけ事業を実施したのか(DO)」という行政サービスの量に重点を置いていましたが、これからは、限りある資源を有効に活用するため、行政サービスの質に重点を置くことが大切であり、これまでの行政運営に「仕事を振り返って評価する過程(CHECK)」を加え「評価した結果を次の計画や予算、事務事業の見直しなどに反映していく取り組み(ACTION)」を行うことが重要となります。



3 行政評価の目的

行政評価を実施する目的は、事務事業の現状について事業効果を適時に把握し、必要性、有効性、効率性などの視点から自ら評価を行なうことにより、課題を発見するとともに、市民サービスの向上や予算、人事等の行財政システムの総合的な運営の実現など行財政運営の改革・改善を図ることを目的とし、次に掲げる項目を主眼に置き実施しています。

(1) 行政資源の有効活用

必要な事務事業に行政資源を重点配分する取り組みなどを通して、行政資源の有効活用を図ります。

(2) 成果志向による行政経営

施策や事務事業の目的や目標、方針を明らかにするとともに、成果を把握するために数値目標を設定します。そのうえで、どれだけの成果が出たのかを目標達成状況などから評価し、その結果を次の計画や予算に反映させることで、効果的・効率的な行政経営を行います。

(3) 総合計画実施計画の進行管理

施策や事務事業の目標・目的を再認識するとともに、その達成度や効果を評価し、実効性のある計画とします。

(4) 説明責任の向上

施策や事務事業の取り組みや評価結果を公表することで、市民に対する説明責任の向上を図ります。

(5) 職員の意識改革・能力開発の推進

評価活動を通して、担当する施策や事務事業の目的や成果、費用などを意識することで、職員の「目的意識」や「コスト意識」の醸成を図ります。

4 行政評価の実施経過

本市では、平成18年2月策定の「石巻市行財政改革大綱」において、「成果志向の行政経営」として、目的、成果の達成度を評価する「行政評価システム」の導入を位置付け、平成19年度に試行として200項目を対象に事務事業評価を実施し、平成20年度から全庁を対象に事務事業612項目で本格的な行政評価を実施いたしました。

5 平成 21 年度の行政評価実施概要

(1) 基本的な考え方

本市では、平成 19 年度の試行を経て、平成 20 年度には、本格導入として 612 事業を対象に事務事業評価を実施しましたが、評価結果の活用や実効性が不十分であったり、調書作成自体が目的化してしまうなどの評価上の課題や、行政評価と総合計画実施計画及び主要な施策の成果の作成が連動していなかったため、総合計画実施計画の進行管理に結びついていないという課題がみられました。

このことから、平成 21 年度の行政評価については、総合計画実施計画、予算及び決算を連携させた行政評価制度の構築を目指すとともに、職員の行政評価に対する理解と成果主義の考え方の浸透を図るため、評価対象事業を前年度より絞込み、様式についても一部変更して行政評価を実施しました。

(2) 評価対象事業

本年度の評価対象事業は、平成 20 年度実施事業で石巻市総合計画実施計画に掲げる事務事業を対象とし、加えて平成 20 年度一般会計及び特別会計に予算計上している事務事業のうち目標設定が困難な事業、補助金の見直し指針及び公共施設の見直し指針に基づき別途調査を行う事業は評価対象外として、297 事業を対象として実施しました。

(3) 事務事業評価の基準

事務事業について、その目的（対象・目指すべき意図）を明確にし、活動実績、成果を図る目安となる指標、事業費や人件費といった投入コストなどを用いて以下の項目について分析を行い、どういう改善をしていくべきかなど総合的な評価を行い、今後の方向性を決定しました。

ア 必要性

- ・政策体系との整合性はあるか。
- ・市が関与する事務事業として妥当か。
- ・事業の目的（対象・意図）は明確になっているか。

イ 有効性

- ・成果の向上の余地はあるか。
- ・廃止・休止した場合に成果への影響はあるか。
- ・類似事業との統廃合、連携を図ることは可能であるか。

ウ 効率性

- ・事業費を抑える余地はないか。
- ・人件費を抑える余地はないか。

エ 公平性

- ・受益機会、費用負担の見直しの余地はないか。

(4) 評価の実施方法

全庁統一的に作成した事務事業評価シートをもとに、1次評価及び2次評価の2段階方式で評価を実施しました。

ア 1次評価

担当課において、実施事業を振り返り、総合的な事務事業の評価を行うとともに、今後の事務事業の方向性、手法の効率化や事業内容の見直しを徹底して行いました。

イ 2次評価

行財政改革推進本部会議において、事務事業の概要及び1次評価の結果等を踏まえ、評価の客観性を高めるため、一部の事業については抽出して精査するなど、全庁的な視点からの検討を加え、事務事業の最終評価、事業の方向性を決定しました。

また、教育委員会所管の事務事業については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、教育委員会が点検・評価を行うことが義務付けられていることから、教育委員会での評価を行財政改革推進本部会議に報告しました。

6 評価結果の概要

(1) 評価結果の分析

それぞれ事業の「必要性」「有効性」「効率性」「公平性」についての評価結果は下表のとおりでした。

評価結果	適切		見直し余地あり	
	件数	構成比	件数	構成比
必要性	279	93.9%	18	6.1%
有効性	199	67.0%	98	33.0%
効率性	225	75.8%	72	24.2%
公平性	260	87.5%	37	12.5%

○ 必要性評価

必要性については、「政策体系との整合性」「公共的関与の妥当性」「対象・目的の妥当性」の観点から評価を行いました。

本年度の行政評価については総合計画実施計画掲載の事業を基本として評価を実施していることから、評価対象事業のほとんどの事業について、必要性は適切であるとの評価となりました。

必要性について見直し余地のある事業については事業内容を精査し、廃止・休止を含めた抜本的な事業の見直しを、早急に検討する必要があると考えられます。

政策体系との整合性に見直し余地あり	3事業	全体の1.0%
公共的関与の妥当性に見直し余地あり	9事業	全体の3.0%
対象・目的の妥当性に見直し余地あり	13事業	全体の4.4%

○ 有効性評価

有効性については「成果の向上余地」「廃止・休止した場合の成果への影響」「類似事業との統廃合、連携の可能性」の観点から評価を行いました。

評価対象事業の3分の1にあたる98事業で有効性について見直し余地があるとの評価となりましたが、具体的な改善策が検討されているものから、実現の可能性という段階のものまで、その内容には差が見られました。

廃止・休止した場合の影響については、ほとんどの事業は影響があるとしていますが、影響なしとした事業については、速やかに廃止・休止に向け検討する必要があると考えられます。

成果の向上余地がある	100 事業	全体の 33.7%
廃止・休止した場合の成果への影響なし	7 事業	全体の 2.4%
類似事業との統廃合、連携ができる	33 事業	全体の 11.1%

○ 効率性評価

効率性については「事業費の抑制余地」「人件費の抑制余地」の観点から評価を行いました。

事業費の抑制は、仕様や工法の見直し、類似事業との統廃合・連携、住民との協働による削減など様々な手法を検討しており、人件費については、民間委託による人件費の抑制を検討しているといった内容が多く見られました。

約75%の事業で効率性は適切との評価ですが、更なるコスト意識をもって事業内容を再点検し、コスト削減に努めることが必要であると考えられます。

事業費の抑制余地あり	60 事業	全体の 20.2%
人件費の抑制余地あり	35 事業	全体の 11.8%

○ 公平性評価

公平性は「受益機会・費用負担の見直し余地」について評価を行いました。

事業の内容が一部の受益者に対し偏っている事業については、事業内容を精査し、偏りを解消するような改善をしていく必要があります。また、受益者負担についても実情に応じた適正な費用負担を求めていく必要があると考えられます。

受益機会・費用負担の見直し余地	42 事業	全体の 14.1%
-----------------	-------	-----------

(2) 今後の事業の方向性

今後の事務事業の方向性	(複数回答あり)
現状維持	178
廃止・休止	8
縮小	1
拡充	35
事業統廃合・連携	8
有効性改善	68
効率性改善	50
公平性改善	18
終了	16

今後の事業の方向性については、約 6 割が現状維持で最も多い結果となりましたが、約 4 割の事業については何らかの改革・改善に向けて検討していく方向性が示されました。

7 今後の取り組み

本年度の行政評価は、総合計画、予算及び決算を連携させた行政評価制度の構築を目指し、対象事業の共通化を図り実施したことから、総合計画実施計画の進行管理、予算編成時の資料として評価結果の活用が期待できます。

しかし、連携の部分を意識し実施計画掲載事業に重点を置いて評価対象の選定をしたため、国、県の施策に沿って実施している事業についても評価対象としているなどの不具合も生じており、実施計画、予算編成、行政評価の連動性を高めていくためにも、政策体系を意識した事業の整理検討が必要と思われます。

また、行政評価は課題解決の道具であり、全庁的に浸透していくことが重要ですが、評価に対する理解、評価結果の活用方法が十分に浸透しているとはいえない状況であり、行政評価制度の普及啓発を図るための研修等を導入し、行政評価の目的、活用方法等の認知度を高めていく必要があると思われます。

さらに、行政評価システムの精度を高めていくためには、1次評価後にヒアリングの実施や2次評価を効率性、有効性などに着目して実施するなど、評価手法の見直しを行うとともに、評価の客観性・透明性を確保するためには第三者の視点による評価も重要となることから、先進自治体の取り組みについて調査・研究を重ね、外部評価等の導入についても検討を進める必要があります。

以上のような課題の見直しを図りながら、事務事業評価を継続するとともに、厳しい財政状況の中で効果的で効率的な行財政運営を推進するためには、事務事業評価から施策評価へ発展させることが必要であると考えられます。

今後も評価制度の内容の改善に取り組みながら充実した評価制度の構築を図ることとします。